

# 新潟県臨床検査技師会 篠川至賞

昭和57年6月12日制定

昭和61年4月25日一部改正

平成2年4月1日一部改正

平成8年2月17日細則一部改正

平成24年12月8日一部改正

平成28年9月24日一部改訂

## 趣意

新潟県臨床検査技師会の創設と会員の指導育成に尽された、初代新潟県衛生研究所長篠川至先生を賛え、寄贈された基金をもとに会員の報奨を行う。

## 新潟県臨床検査技師会 篠川至賞運営規程

### 総則

第1条 新潟県臨床検査技師会組織運営・理事会規程第20条により、本会に篠川至賞を設ける。

### 目的

第2条 本賞は、臨床検査の領域において学術の研鑽に努め、業績を挙げた会員及び本会の発展に功績のあった会員に贈る。

### 基金

第3条 本賞の基金は、寄附金及び替助金等とし、会計は特別会計とする。

### 選考

第4条 本賞の選考は、選考委員会に委ねる。

### 運営

第5条 その他運営に関する事項は、別に定める。

### 補則

第6条 この規程の改訂は、理事会において行うものとする。

### (附則)

- この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 旧篠川至賞運営規定(昭和57年6月12日制定)は、この規程の施行をもって廃止する。

# 新潟県臨床検査技師会 篠川至賞運営細則

## 目 的

第1条 篠川至賞運営規程の適切な施行を図るため、この細則を定める。

## 選考委員

第2条 運営規程第4条の選考委員は、会長の委嘱した学識経験者及び理事並びに歴代会長の中から選任する。

## 候補者の推薦

第3条 この賞の候補者は、支部内の会員の中から支部長をつうじて推薦する。

## 表 彰

第4条 この賞の表彰は、毎年開催する通常総会に合わせて行い、その対象者は、2名以内とする。

## 付 則

1. この細則の改訂は、理事会において行う。
2. この細則は、平成8年2月17日から施行する。

# 新潟県臨床検査技師会 篠川至賞候補者推薦基準内規

平成7年2月25日制定  
平成9年2月22日一部改正  
平成12年12月9日一部改正  
平成24年12月8日一部改正  
平成28年9月24日一部改訂

1. この賞は、特別功労部門および学術部門のいずれかに該当する会員を推薦対象とする。
2. 特別功労部門  
臨床検査、衛生検査の分野において、後進の指導、育成に貢献のあったもので、次の各号のいずれも該当する者とする。
  - (1) 年齢が55歳以上であること。
  - (2) 当会の特別功労者表彰を受賞している者であること。
  - (3) 本会の理事、常任理事及び監事の経歴年数が15年以上であり、且つ三役経験者が望ましい。
  - (4) 現役員でないこと。
3. 学術賞部門  
臨床検査分野において学術的な貢献が顕著なもので、次のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 日本医学検査学会、北日本支部医学検査学会、当会の学会等で学術発表した会員で、該当と思われる者。
  - (2) 学術研究班として、全国委員、北日本支部委員、県委員として永年にわたり活躍している会員とする。
  - (3) その他、臨床検査技師会に関する、学術活動に永年にわたり貢献された会員とする。

(4) 北日本支部医学検査学会学術奨励賞の受賞者で、該当と思われる者。

4. 候補者の推薦について

篠川至賞運営細則第3条によって、推薦された候補者については、表彰委員会の議決を経て、選考委員会に委ねる

5. 篠川至賞選考委員会の構成員について

篠川至賞運営細則第2条による選考委員については次の通りとする。

学識経験者（外部）、会長、副会長、事務局長、篠川至賞制定後の歴代会長（代表）を含む計9名とする。

6. その他

(1) 「学術賞部門」の選考書類には抄録を必ず添付する。

(2) 候補者の推薦は、篠川至賞運営細則第3条により、支部内の会員から支部長を通じて行われるが、幅広く候補者の推薦を行うために、会長からも推薦できるものとする。但し、この場合にも書類等は支部長を通じて候補者を挙げるものとする。

附則

この内規は、平成25年1月1日から施行する。